

○ 愛知県都市職員共済組合職員就業規則

(平成10年3月31日)
(平成10年規則第6号)

改正

平成12年2月29日規則第1号
平成14年2月26日規則第2号
平成19年3月30日規則第9号
平成24年3月1日規則第1号
平成26年2月20日規則第2号
平成29年2月28日規則第1号
令和2年2月14日規則第1号
令和3年2月25日規則第2号
令和5年2月24日規則第1号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 服務

第1節 服務の基本原則（第4条—第13条）

第2節 勤務時間、休日及び休暇（第14条）

第3節 育児休業等（第15条）

第4節 旅行（第16条・第17条）

第5節 研修（第18条）

第3章 任免

第1節 採用（第19条—第21条）

第2節 分限及び懲戒（第22条—第32条）

第3節 退職等（第33条—第35条）

第4章 給与（第36条）

第5章 表彰（第37条—第39条）

第6章 安全衛生（第40条・第41条）

第7章 福利厚生（第42条—第45条）

第8章 災害補償（第46条・第47条）

第9章 雑則（第48条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、愛知県都市職員共済組合（以下「組合」という。）の職員の労働条件、服務規律、その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規則及びこの規則に附属する諸規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下同じ。）その他の法令の定めるところによる。
（職員）

第2条 この規則において職員とは、組合の事務局に常時勤務する職員をいう。

（令3規則2・一部改正）

（職員以外の者の就業）

第3条 組合に雇用される者で職員以外のものの就業については、別に定めるもの

のほかこの規則を準用する。

第2章 服務

第1節 服務の基本原則

(平等取扱いの原則)

第4条 すべて職員は、平等に取り扱われなければならない。

(勤務の基本原則)

第5条 職員は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第1条第1項の目的を達成するため、組合の公的使命を自覚し、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(職務に専念する義務)

第6条 職員は、次項に規定する場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、組合がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

2 職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ事務局長の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、事務局長が定める場合

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第7条 職員は、その職務遂行にあたって、法令及び組合の定款、規則、規程等の定めるところに従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(禁止事項)

第8条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 組合の名誉をき損し、又は利益を害すること。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務上知ることができた秘密を他に漏らすこと。
- (3) 理事長の許可を得ないで他の業務に就くこと。
- (4) 職務上必要がある場合のほか、みだりに組合の名称又は自己の職名を使用すること。
- (5) 組合及び組合の組合員が所属する地方公共団体の役職員に対して暴言又は暴力行為を行う等秩序若しくは規律を乱すこと。

(証人等になる場合の許可)

第9条 職員は、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を公表しようとする場合は、あらかじめ理事長に届け出てその許可を受けなければならない。

(組合内での集会及び印刷物の配布等)

第10条 職員は、組合内で業務外の集会を行い、又は業務外の印刷物を配付若しくは掲示しようとする場合は、あらかじめ事務局長に届け出てその許可を受けなければならない。

(職員の賠償責任)

第 11 条 職員は、故意又は重大な過失により組合に損害を与えた場合には、その損害の全部又は一部を弁償しなければならない。ただし、過失によるときは、情状によりこれを減免することができる。

2 前項の弁償する額は、理事長が定める。

(身分証明書)

第 12 条 理事長は、職員ごとに身分証明書を発行する。

2 職員は、前項の規定により発行された身分証明書を常に携帯しなければならない。

(事務の引継ぎ)

第 13 条 職員は、異動、休職若しくは退職するとき、又は解雇となったときは、保管中の金銭、書類、その他の物件及びその担当事務を後任者又は事務局長が指名した者に確実に引き継がなければならない。

第 2 節 勤務時間、休日及び休暇

(勤務時間、休日及び休暇)

第 14 条 職員の勤務時間、休日及び休暇は、愛知県都市職員共済組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 10 年愛知県都市職員共済組合規則第 7 号）の定めるところによる。

第 3 節 育児休業等

(育児休業等)

第 15 条 職員の育児休業等は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 7 年法律第 107 号）及び愛知県都市職員共済組合職員の育児休業等に関する規則（平成 22 年愛知県都市職員共済組合規則第 9 号）の定めるところによる。

(平 24 規則 1・一部改正)

第 4 節 旅行

(旅行命令)

第 16 条 職員は、組合の業務のため旅行を命ぜられたときは、旅行しなければならない。

2 前項の旅行に伴う旅費については、愛知県都市職員共済組合職員の旅費に関する規則(平成 10 年愛知県都市職員共済組合規則第 11 号)の定めるところによる。

(旅行の復命)

第 17 条 前条第 1 項の規定により旅行を命ぜられた職員が帰任したときは、速やかに上司に復命しなければならない。

2 前項の復命は、文書で行われなければならない。ただし、軽易な事項は、口頭で行うことができる。

第 5 節 研修

(研修)

第 18 条 職員は、業務能率の増進、事務の改善、関係法令等の理解を深めるため等の研修を受けることを命ぜられたときは、当該研修を受けなければならない。

第3章 任免

第1節 採用

(採用の方法等)

第19条 職員の採用は、競争試験又は選考により理事長が決定する。

- 2 前項の競争試験は、他の機関に委託して行うことができる。
- 3 新たに職員として採用した者については、採用の日から6月の期間を条件付きのものとし、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、当該期間を延長し、若しくは短縮し、又は直ちに正式採用とすることができる。
- 4 条件付採用期間中又は当該期間の満了時において、理事長が職員として不適格と認めた場合は、解雇とする。
- 5 条件付採用期間が満了し、正式採用になったときは、条件付採用の日から正式採用されたものとみなし、当該期間を勤続年数に通算する。
- 6 採用に際し、履歴を偽り、又は不実の陳述をした者は、採用を取り消すことがある。

(令5規則1・一部改正)

(定年前再雇用短時間勤務職員の採用)

第19条の2 理事長は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に採用される職員その他の規定により雇用期間を定めて採用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の理事長が別に定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

- 2 第1項の規定により採用された職員（以下この条及び第27条第2項において「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の雇用期間は、採用の日から定年退職日相当日までとする。
- 3 理事長は、年齢60年以上退職者のうちその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の職に採用することができず、定年前再雇用短時間勤務職員のうち当該定年前再雇用短時間勤務職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員を当該短時間勤務の職に昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 4 理事長は、定年前再雇用短時間勤務職員を、常時勤務を要する職に昇任し、降

任し、又は転任することができない。

5 第1項の規定による採用については、第19条の規定は、適用しない。

(令5規則1・追加)

(欠格条項)

第20条 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

(平12規則1、令2規則1・一部改正)

(提出書類)

第21条 職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。これらの書類の記載事項に異動があった場合も同様とする。

- (1) 履歴書
- (2) 最終学校卒業証明書
- (3) 通勤届及び扶養家族届
- (4) その他事務局長が必要と認める書類

(平24規則1・一部改正)

第2節 分限及び懲戒

(分限及び懲戒の基準)

第22条 全て職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この規則で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、又は免職されず、この規則又は他の規定で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職され、又は降給されることがない。

3 職員は、この規則で定める事由でなければ、懲戒処分を受けることがない。

(平29規則1、令5規則1・一部改正)

(降任及び免職)

第23条 職員が、次の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない職員
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に適格性を欠く場合
- (4) 職制、定数又は勤務所の改廃により廃職又は過員を生じた場合

2 理事長は、前項第2号の規定に該当するものとして、職員を降任し、又は免職する場合には、医師2名を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。

3 理事長は、第1項の規定による処分をする場合は、当該職員にその旨を記載した書面を交付して行わなければならない。

4 職員は、第20条各号の一に該当するに至ったときは、その職を失う。

(休職)

第24条 職員が、次の各号の一に該当する場合には、その意に反して休職

することができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合

(休職の効果)

第 25 条 前条第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、3 年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について理事長が定める。

2 前条第 2 号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

3 第 23 条第 3 項の規定は、休職の場合に準用する。

4 休職を命ぜられた者（次条において「休職者」という。）は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(復職)

第 26 条 休職者は、前条第 1 項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、その旨を直ちに理事長に申し出なければならない。この場合にあつては、服務に支障がないことを証明する医師の診断書を添えなければならない。

2 理事長は、前条第 1 項若しくは第 2 項の規定による休職の期間が経過したとき、又は前条の規定による申し出があつたときは、復職を命じなければならない。ただし、第 20 条第 2 号の規定に該当するに至ったときは、この限りでない。

(懲戒)

第 27 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) 法令及び組合が定めた諸規程に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 職員たるにふさわしくない非行があつた場合

2 定年前再雇用短時間勤務職員（第 19 条の 2 第 1 項の規定により採用された職員に限る。以下この項において同じ。）が、年齢 60 年以上退職者となった日までの引き続く職員としての在職期間又は第 19 条の 2 第 1 項の規定によりかつて採用されて定年前再雇用短時間勤務職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときは、当該職員に対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

3 理事長は、前 2 項の規定による処分をする場合は、当該職員にその旨を記載した書面を交付して行わなければならない。

(令 5 規則 1・一部改正)

(不利益処分に関する説明書の交付)

第 27 条の 2 理事長は、職員に対し、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を行う場合においては、その際、当該職員に対し、処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。ただし、第 34 条第 1 項本文の規定による他の職への降任又は転任（以下「他の職への降任等」という。）に該当する降任をする場

合又は他の職への降任等に伴い降給をする場合は、この限りでない。

- 2 職員は、その意に反して不利益な処分を受けたと思うときは、理事長に対し処分の事由を記載した説明書の交付を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求を受けた理事長は、その日から15日以内に、同項の説明書を交付しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の説明書には、当該処分につき、愛知県都市職員共済組合職員の懲戒処分等に関する審査会に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求をすることができる期間を記載しなければならない。

(令5規則1・追加)

(戒告の効果)

第28条 戒告は、始末書を徴して職員の責任を自覚させ、将来を戒める。

(減給の効果)

第29条 減給は、第27条第1項各号の行為1回につき平均賃金（労働基準法第12条第1項に規定する平均賃金をいう。）の1日分の半額とし、減給を1か月に2回以上行う減給の総額は、その1か月間の賃金の総額の10分の1以内とする。

(停職の効果)

第30条 停職の期間は、1日以上6月以下とし、個々の場合について理事長が定める。

- 2 停職を命ぜられた者（次項において「停職者」という。）は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の間中はいかなる給与も支給されない。

(免職の効果)

第31条 免職は、予告しないで解雇し、労働基準法第20条第1項に規定する解雇予告手当及び愛知県都市職員共済組合職員の退職手当に関する規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第10号。以下第36条において「退職手当規則」という。）の規定による退職手当を支給しない。この場合において、解雇予告手当を支給しないことについて行政官庁の認定を受けられない場合は、この限りでない。

(損害賠償との関係)

第32条 職員は、故意又は過失により組合に損害を与えた場合において、第28条から前条までの懲戒処分を受けることによって、第11条第1項に規定する弁償の責任を免れるものではない。

第3節 退職等

(平14規則2・一部改正)

(普通退職)

第33条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職願を事務局長を経由して理事長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する退職願を提出した者は、理事長の承認があるまでの間は、従前の業務に従事しなければならない。ただし、退職願を提出した後2週間を経過した場合は、この限りでない。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等)

第34条 理事長は、管理監督職（愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則

（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第9号。以下「給与規則」という。）第11条第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職をいう。以下この条から第34条の8において同じ。）を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、異動期間（当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条から第34条の8において同じ。）（第34条の4第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。）に、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職（以下この項及び第3項においてこれらの職を「他の職」という。）への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をするものとする。ただし、異動期間に、他の規定により当該職員について他の職への昇任、降任若しくは転任をした場合又は第34条の8第1項の規定により当該職員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

2 前項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

3 理事長は、第1項に規定する他の職への降任等を行うに当たっては、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この項及び第34条の5において「後任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力（第34条の4第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(令5規則1・追加)

(管理監督職への採用の制限)

第34条の2 理事長は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日（他の職への降任等を

された職員にあっては、当該他の職への降任等をされた日)以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令5規則1・追加)

(適用除外)

第34条の3 前2条の規定は、臨時的に採用される職員その他の規定により雇用期間を定めて採用される職員には適用しない。

(令5規則1・追加)

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への採用の制限の特例)

第34条の4 理事長は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に第34条の7第1項に規定する定年退職日(以下この項及び次項において「定年退職日」という。)がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず業務の運営に著しい支障が生ずること
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず業務の運営に著しい支障が生ずること
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により業務の運営に著しい支障が生ずること

2 理事長は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、理事長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 理事長は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として理事長が別に定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係

る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、もしくは転任することができる。

- 4 理事長は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、理事長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（令5規則1・追加）

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第34条の5** 理事長は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（令5規則1・追加）

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第34条の6** 理事長は、第34条の4の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

（令5規則1・追加）

（定年による退職）

- 第34条の7** 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日（次条第1項及び第2項ただし書において「定年退職日」という。）に退職する。

- 2 職員の定年は、年齢65年とする。

（令5規則1・旧第34条繰下・一部改正）

（定年による退職の特例）

- 第34条の8** 理事長は、定年に達した職員が前条第1項の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させ

るため、引き続き勤務させることができる。ただし、第34条の4第1項から第4項までの規定により異動期間（第34条の4第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第34条の4第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、第34条の4第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて理事長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず業務の運営に著しい支障が生ずること
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず業務の運営に著しい支障が生ずること
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により業務の運営に著しい支障が生ずること
- 2 理事長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、理事長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 理事長は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 理事長は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。
- 5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、理事長が別に定める。

（令5規則1・追加）

（希望退職及び定年退職以外の退職）

第35条 職員が次の各号の一に該当するときは、退職するものとする。

- (1) 休職期間が満了してもその休職事由が消滅しないとき。
- (2) 死亡したとき。

第4章 給与

（給与）

第36条 職員の給与は、給与規則及び愛知県都市職員共済組合職員の退職手当に関する規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第10号）の定めるところに

よる。

(平 14 規則 2、平 29 規則 1・一部改正)

第 5 章 表彰

(表彰)

第 37 条 表彰は、職員に顕著な功績があった場合に行うものとし、その実施については、理事長が別に定める。

(表彰の効果)

第 38 条 理事長は、前条の規定により表彰を受けた職員が特に顕著な功績があると認めるときは、特別に昇給させ、若しくは昇給期間を短縮させ、又は特別に昇格させることができる。

(審査委員会)

第 39 条 理事長は、前条の規定により職員を特別に昇給させ、若しくは昇給期間を短縮させ、又は特別に昇格させる場合には、公正かつ適正に行うため、審査委員会を設け、当該委員会に諮問し、当該委員会の答申によって行わなければならない。

2 審査委員会は、事務局長を委員長とし、ほかに 4 人の委員をその都度理事長が任命する。

第 6 章 安全衛生

(安全及び衛生)

第 40 条 職員は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他安全及び衛生に関する法令並びに組合の諸規程の規定を遵守し、災害の防止及び保健衛生に努めなければならない。

(健康診断)

第 41 条 職員は、毎年定期的に、又は随時に健康診断を受けなければならない。

2 理事長は、前項の健康診断の結果に基づき、勤務時間の制限、業務の転換、診療その他職員の健康保持に必要な措置を命ずることができる。

第 7 章 福利厚生

第 42 条 削除

(平 19 規則 9・削除)

(被服の貸与)

第 43 条 職員には、被服を貸与することができる。

2 前項の被服の貸与について必要な事項は、理事長が別に定める。

(住宅の貸与)

第 44 条及び第 45 条 削除

(令 3 規則 3・一部改正)

第 8 章 災害補償

(災害補償)

第 46 条 職員の業務上の負傷、疾病、傷害又は死亡に対する災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災法」という。）の定めるところ

ろによる。通勤による負傷、疾病、傷害又は死亡に対しても同様とする。

(報奨金)

第47条 組合は、職員が労災法第12条の8第1項第3号から第6号までに規定する保険給付を受けることができるときは、その者の勤務成績、勤続年数及び家庭の事情等を勘案して、当該補償のほかに報奨金を支給することができる。

2 前項に規定する報奨金の額は、その都度理事会（愛知県都市職員共済組合理事会に関する規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第3号）第1条に規定する理事会をいう。）の審議を経て理事長が定める。

第9章 雑則

(委任)

第48条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 愛知県都市職員共済組合職員就業規程（昭和37年愛知県都市職員共済組合規程第3号）は、廃止する。
- 3 第15条中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成7年法律第107号）」とあるのは、平成11年3月31日までの間にあるのは、「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」とする。
- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第34条の7第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(令5規則1・追加)

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 理事長は、当分の間、職員（臨時的に採用される職員その他の規定により雇用期間を定めて採用される職員、非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の

異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される採用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(令5規則1・追加)

附 則 (平成12年2月29日規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年2月26日規則第2号) 抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成14年4月1日から施行する。〔後略〕

附 則 (平成19年3月30日規則第9号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月1日規則第1号)

この規則は、公告の日から施行する。

附 則 (平成26年2月20日規則第2号)

この規則は、公告の日から施行する。

附 則 (平成29年2月28日規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月14日規則第1号)

この規則は、公告の日から施行し、令和元年12月14日から適用する。

附 則 (令和3年2月25日規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月24日規則第1号)

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(定年退職者等の再雇用に関する経過措置)

第2条 令和14年3月31日までの間、理事長は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係るこの規則による改正後の愛知県都市職員共済組合職員就業規則(以下「新規則」という。)第34条の7第2項に規定する定年(以下「新規則定年」という。)に達している者を、従前の勤務実績その他の理事長が別に定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で雇用期間を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日(この規則の施行の日をいう。以下同じ。)以後に新規則第34条の7第1項の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新規則第34条の8第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新規則第19条の2第1項の規定により採用された者のうち、同条第2項に規定する雇用期間が満了したことにより退職した者
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)で

あつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再雇用（この項、次条第1項の規定により採用することをいう。）をされたことがある者

- 2 前項の雇用期間又はこの項の規定により更新された雇用期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該雇用期間の末日は、前項の規定により採用する者又はこの項の規定により雇用期間を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 3 暫定再雇用職員（第1項、次条第1項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による雇用期間の更新は、当該暫定再雇用職員の当該更新直前の雇用期間における勤務実績が、当該暫定再雇用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 4 理事長は、暫定再雇用職員の雇用期間を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再雇用職員の同意を得なければならない。

第3条 令和14年3月31日までの間、理事長は、新規則第19条の2第3項の規定にかかわらず、附則第2条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新規則定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新規則定年をいう。附則第4条において同じ。）に達している者（新規則第19条の2の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の理事長が別に定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で雇用期間を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 前項の場合においては、前条第2項から第4項までの規定を準用する。
（定年前再雇用短時間勤務職員に関する経過措置）

第4条 理事長は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新規則定年相当年齢が基準日の前日における新規則定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新規則定年相当年齢が新規則第34条の7第2項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の理事長が別に定める短時間勤務の職（以下この条において「新規則原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新規則第19条の2に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新規則第34条の8第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新規則原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新規則定年相当年齢に達している者（当該理事長が別に定める短時間勤務の職にあつては、理事長が別に定める者）を、新規則第19条の2の規定により採用することができず、新規則原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新規則第19条の2の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新規則原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新規則新規則定年相当年齢に達している

愛知県都市職員共済組合職員就業規則

定年前再雇用短時間勤務職員（当該理事長が別に定める短時間勤務の職にあっては、理事長が別に定める定年前再雇用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。